

第三回参議院法務委員会會議錄第九号

三三三

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(浦和充子事件に關し証言あり)

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後二時二分開會

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員會の檢察及び裁判の運営に關する調査會を開會いたします。

本日は浦和充子事件に關し調査をいたしたいと存じます。浦和さん、今日証人として御出頭願いましたので、これからあなたにお聞きすることについて嘘、偽りを言わないという誓をして、それを讀んで下さい。

(総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた)

宣誓書

良心に従つて眞實を述べ、何事もかくさず、又何事もつけ加えないことを誓います。

証人 浦和 充子

○委員長(伊藤修君) これから述べることに付いて、あなたは嘘を言つたり隠したりしてお話になりますと、偽証罪の罪で重い処罰を受けますから注意してお述べ下さい。

○証人(浦和充子君) はい。

○委員長 あなたは今何処においでになりますか。

○証人 茨城県多賀郡磯原町上相田柳生策之助方、そこのお家の中に勝間宇之助という方が疎開してゐまして、そこへお世話になつております。

○委員長 あなたは学校はどこまでいふつしやつたのですか。

○証人 高等科まで参りました。

○委員長 それから……

○証人 それから親戚の手傳をしたり奉公したり、それで二十二のときに浦和語助と一緒に参りました。

○委員長 今の御主人と結婚される前にどこか喫茶店などどこかにいになつておりましたか。

○証人 おりました。

○委員長 どのくらい勤めていたのですか。

○証人 六ヶ月くらい……何だかよく忘れちゃつて……

○委員長 結婚されたのは六月の二十三日とか。

○証人 そうなんです。

○委員長 何年の。

○証人 昭和十五年。

○委員長 それはどういう動機で結婚されたのですか。

○証人 動機という事は……

○委員長 喫茶店へ遊びに来られて知合になつたのですか。

○証人 はい。

○委員長 どのくらい遊びに見えたのですか。

○証人 浦和が来てから十五日しかおりませんでした。

○委員長 十五日くらいで一緒になつたのですか。

○証人 はい。

○委員長 あなたの浦和語助さんに対する考えは、そのときにどういう考えで結婚されたのですか。

○証人 私はお店の仕事が嫌でしたから、早く堅くなりたと思つて、そうして浦和も、こういうところにいるのはよくないから、お互にここで一つの仕事を足洗つて、それで俺も裸だしお前も裸だからどこからも苦情はないのだから二人で築こうと言つて一緒になつて、それで世帯を持つたのです。

○委員長 それで浦和さんに対するあなたの感想、この人は頼もしい人だとか、或いは男振りが好いとかという感想を持つておりましたか。

○証人 それははなから全然なかつたのです、私に……浦和の方だけが夢中になつて来ておつて……

○委員長 一口に言つと、あなたが浦和語助さんを愛して結婚の道に入つたかどうかということをお聞きののです。

○証人 その点はないのです。私の方は止めたという氣持だけで……

○委員長 ただその当時の仕事を早く止めて堅氣になりたいという氣持からですか。その以外にないのですか。

○証人 はい。

○委員長 語助さんと一緒になれば生活の安定はつくと思つたのですか。

○証人 その当時は……

○証人 その頃はまだ私からつきし子供でしたから、生活苦とか、生活難とか、お金ということには余り拘わつていなかったのです。

○委員長 家庭を持てば生活が当然できることと思つたのですか。

○証人 はい。

○委員長 それでその時にどういう仕事をやるという話合をしたのですか。

○証人 自分は十五の時から印刷の方の仕事で年俸をこめたが、現在は袋物の仕事をしておつて、その方が大分成功しておるからそれを続けたいと言つておりました。

○委員長 袋物と皮製品ですね。

○証人 はい。

○委員長 印刷もやつたのですか。

○証人 両方やりました。

○委員長 結婚して直ぐ両方とも始めましたか。

○証人 一緒になつた時には袋物の方だけだつたのです。

○委員長 袋物は後に止めてしまつたのですか。

○証人 ずつと兵隊に行つておつた留守も空襲で焼けるまでやつておりました。

○委員長 印刷の方は……

○証人 印刷の方は弟にさせておりました。

○委員長 店の工場の権利はあなたの方を持つておつたのですか。

○証人 はい。

○委員長 二つの商賣をやつて相当財産があつたのですか。

○証人 ありました。

○委員長 どの位その当時ありましたか。

○証人 あの頃で、お金は皮やなんかを買つたり、動かしたりするので、始終出廻つておるので、金の金額と申しますとはつきり……

○委員長 相当自分のところで十万円あるとか、百万円あるとか、いろいろお考へになるでしょうが、どの位家にあつたと思つたのですか。正確のことではなくてもよい、大凡その話でよいです。分らないならば分らないでよいです。

○証人 忘れちゃいました。

○委員長 その当時は少くとも生活には苦まなかつたのですか。

○証人 はい。ずつと兵隊にばかり採られたのですけれども結構やつて行きました。

○委員長 それであなたの家庭生活は仕合せだつたのですか。

○証人 私の身は平凡だつたのですけれども、女としては仕合せだつたと思ひます。

○委員長 御主人はそのときは應召した、三度したとかいふのですか。

○証人 はい。

○委員長 殆んど結婚されてから……

○証人 家におりませんでした。

○委員長 いけないという状態ですね。

○証人 はい。

○委員長 その時分には語助さんは何か道樂はあつたのですか。

○証人 道楽といつて、博打が好きだったのですから。

○委員 すでにそのころから博打をやるのですか。

○証人 はあ、時々は隠れてやつたのを私知つてゐるのです。

○委員 あなたと家庭を持たれてから。

○証人 ええ、それで博打に手を出すことだけは止めて呉れ、それでなければ別れるという問題まで起りましたのです。それで本人が一生断つと言つてそれつ切りやらないのは、やらなかつたのであります。

○委員 博打はどういう種類の博打をやるのですか、いろ／＼ありますね。

○証人 あの花札ですね。

○委員 うん、それは博打打ちのところに行つてやるのですか。

○証人 はあ、博打打ちのところに行つて。

○委員 本職のところに行つて。

○証人 はあ。

○委員 素人同士が楽しみにやるといふのじゃないのですか。

○証人 はあ。

○委員 そりすれば博打の元手を店の上つた利益とか、資本金を持ち出すというふうなことはなかつたですか、その時は。

○証人 浦和が兵隊に行つてゐる留守を私がやりましたけれども、本人がいますときは、たとえ一年いたときでも、自分でやつていたものですから分らないです。

○委員 分らない。けれども店の商賈に差支える程度の道楽はやらなかつたのですか。

○証人 そんなことはありませんでした。

○委員 空襲にあつてから、あなたの御在所の方に疎開されたらしいですね。

○証人 はあ。

○委員 それは御在所の方はどなたがゐるのですか。

○証人 私の父親がおります。

○委員 だけですか。

○証人 それから兄さんとお嫁さんと、それだけです。

○委員 おとうさんは幾つぐらいですか。

○証人 七十今年四になりました。

○委員 そりすると家はその相繼人がやつてゐるのですか。

○証人 はあ。

○委員 おとうさんは隠居されてゐるのですか。

○証人 はあ。

○委員 あなたの御在所は相当やつてゐるのですか。

○証人 はあ……。

○委員 相当な暮しをされてゐるのですか。

○証人 実家は微祿しちやつておりますから、現在は樂じやありません。

○委員 お百姓ですか。

○証人 いいえ自轉車屋なんです。

○委員 家や土地は持つていらつしやいますか。

○証人 家は自分の家なんです。

○委員 そこに家を買つて疎開されたのですか。

○証人 ……。

○委員 疎開されてから家を買つたのですか。

○証人 そりなんです。

○委員 そのお金はどこから出たのですか。

○証人 それは東京にいましたとき、袋物をしてゐる頃に残した金をしまつておいたので買つたのです。

○委員 六千円とか、五千円とか……。

○証人 そりなんです、六千円です。

○委員 復員して見てから一緒にそこで同棲して見たのですか。

○証人 そりなんです。

○委員 その間に御主人はなぜ商賈をしなかつたのですか。

○証人 私それで随分喧嘩したりあれした。復員して帰つて来てから、こんな御時勢に、何をやつてもとても食べて行くような仕事はないと言ひから、元の印刷の方を始めなさいと言つたのです。併し機械を焼いてしまつて、新たに機械を買つてもお金がなかつたのです。そのために、俺は閑だとか、ああいふことは絶対しないと頭張つて、

それでお魚、側に川がありまして、その川から「うなぎ」やなんか取れましてね、それを賣つて暮したこともあるのです。ですけどその暇々に遊びに行つてお酒を飲んだ場句に博打場に入るよになつちやつたのです。

○委員 そりすると、あなたの疎開先の生活にお金が必要ですね。

○証人 はあ。

○委員 漁をしてお魚を取つて賣つたお金で暮しておりましたのですか。

○証人 暮しました。

○委員 それとも持ち金を使つておつたのですか。博打の……。

○証人 家を買つた残りや暫く暮して、それからお金がなくなつてしまひから、本當に考へて呉れなければ困る

という話をしてから魚取りを始めたのであります。

○委員 博打で儲けて来るのですか。

○証人 いいえ、いつでも……。

○委員 取られる方ですか。

○証人 そりです。

○委員 その博打の元手はあなたから絞るのですか。

○証人 自分で全部握つておりますから。

○委員 会計は御主人委せですか。

○証人 はあ。

○委員 あなたはやつたことがないのですか。

○証人 兵隊に行つてるときはやつたが、帰つて来ると皆自分で握んで……。

○委員 それで御主人がなんか悪いことをやられたですね、間違つたことをせられたですね。

○証人 やりました。

○委員 それはどういうわけです。博打の元手が欲しいためですか。

○証人 そのときには、私が何しろ生活して行く物資というものが、お醤油にしろ、お米にしろ、味噌にしろ、塩にしろ恐らく一切合切闇で買うのだから、少しは闇らしくちや生活できないと言つたのです。それで野田町の藤井兼とか、何とかいふ人が、炭をです

ね、トラック一台持つて来て賣ると幾ら儲かるから、浦和さん、お金を出さないかと家を訪ねたことがある。そのとき家では余り飲んだり、博打をするのでお金がなくなつてしまつておつて、資本金がなかつた。それでその資本金を作るので、親戚の野田とかいふ家に行つたのだそりですけれども、

その家に行つて、幾ら／＼金貸して呉れないかと言つたら、浦和が博打を打つて、私が暮しに困つてるといふのをやはりそれとなく聞えたのですね、実家の方へ……。

それで親戚として、結局やつても博打で消えてしまふのだからと言つて断られた、断られて、酔つ拂つて行つたものですか。

○証人 向つ腹立つて、親戚の者に金貸して呉れないという法はないというので牛を引ッ張り出して、その牛をどうと

いう当てがなくて引ッ張つて歩いてゐたのだそりです。後で本人がそれを言つておりました。お金を借りに行つたら貸して呉れないから牛を引ッ張り出しちやつた。

○委員 その牛を賣らなかつたのですか。

○証人 賣るところまでは行かなかつたのです。引ッ張り出したのだけれども……、何しろ大きい品物ですから（笑聲）どうしていいか分からなくてまごまごしてゐたのだそりです。

○委員 それでつかまつたのですか。

○証人 はあ。

○委員 そのときにお金は相當使つたのですか、その裁判のために。

○証人 裁判のときに弁護士さんに拂うお金が私なくて、借りて、それで一時出てやつたのです。

○委員 結局いろ／＼なことで金が詰つて家を賣るようなことになつたのですか。

○証人 はあ。

○委員 家を五万幾らで賣つたのですか。

○証人 五万五千円で賣つたのです。

○委員 そのお金はどういうことに使つたのですか。

○証人 そのお金は、家を賣られてしまつてから、子供三人抱えておりますから、負ぶつたり、抱いたりして私の母の生れた家まで行つたのですが、秩父なんです。そこまで行つて、叔父さんの家に置いて貰おうと思つたが今度養子が入つちやつたりして、子供三人も連れていたのじやなと言われた。仕様がなから家まで来て、主人の家の世話になる間に二千円、三千円と細く八千円貰いました。その後は浦和が皆揃んでいたのですけれども、やはりなくちやつたのです。

○委員 八千円貰うたのは、あなたの秩父の家に行くまでに貰つたのですか。

○証人 行くときに三千円貰つたのです。

○委員 秩父へ行くとき……。

○証人 はあ、子供の洋服を買つてやつたり、着るものを買つて、それで真ん中の子に着せてやつて、それで連れて行つたのです。行つて帰つて来たらお金がなかつたのです。

○委員 秩父から帰つて来たら……。

○証人 はあ。

○委員 それでああなたの御主人の兄さんの家へ三月の十四日ですか……、行つたのですか。

○証人 そうなんです。

○委員 それまでに幾ら貰つたのです。

○証人 高須賀へ行くときにも三千円貰いました。

○委員 そうすると、最初に家を賣つたときに三千円貰つて、それで今の語助さんの兄さんの家へ行くときに又三千円貰つたわけですか。

○証人 そうなんです。

○委員 それで三千円は着物を買つちやつたのですか。

○証人 それは眞ん中の子に洋服を買つてやつて……。

○委員 あとの三千円は生活費に使つたわけですか。

○証人 生活費に使いました。

○委員 それから四月の五日までの間に幾ら金を買つたのですか。

○証人 野田町へ行くときに二千円お金を受取りまして、その金で……。

○委員 金を幾ら貰つたかというところを聞いています。

○証人 八千円です、全部で……。

○委員 全部とは……。

○証人 私が受取りましたのは八千円……。

○委員 最初の三千円も入れて……。

○証人 はあ、最初から子供に洋服を買つてやつたお金から全部です。

○委員 そうすると、三千円、三千円、二千円と貰つたのですか。そうして二千円は四月二日に野田町へ行つたときに二千円貰つておるのですか。

○証人 そうです。

○委員 その間に貰わないのですか。

○証人 貰わないです。四月の五日に受取つたのです。

○委員 四月の五日に二千円受取つたのと、家を賣つたときに三千円貰つたのと、その間で秩父から帰つたときに三千円貰つたのですか。秩父へ行つたのは十一日ですか……、十一日から四月の五日までの間に野田町へ行つたときには、語助さんがあなたに金を渡したのではないですか。

○証人 三回切りしを受取つております。

○委員 そうですか。それで野田町へは何回くらい行つたのですか。いわゆる清作さんの家へ行つてから、三月の十四日から四月の五日までの間に何回くらい行つたのですか。

○証人 四回です。

○委員 そうすると五日の分を入れて四回ですか。

○証人 そうなんです。

○委員 そうすると、あと三回は手ぶらで帰つて来たわけですね。そのときはただ話だけで帰つて来たわけですか。

○証人 はあ、話だけで……。

○委員 その度びに、今の清作さんの家に帰つて来るようにあなた言つたのですか。

○証人 言つたのです。私が野田町へ行くよりも、兄さんが呼んで来いと言つてきかなかつたのです。

○委員 それで言う度びにどう言うのですか。

○証人 どうつて……、私のこととんで馬鹿にしてしまつて、何も探り上げて呉れないのです。

○委員 馬鹿にしているといつても、あなたは子供三人抱えているから必死じやないですか。

○証人 向うで探上げて呉れないのです。浦和の方で、俺にも考があるのだから、あるのだから、それを繰返しておるだけです。自分としては家を賣るまでになつたのは間違つたのだから、それじやこれから先お前はこうして呉れ、俺はこうするからという口をなせきかないと、私言うのですけれども、お前が口で言うように、俺はこうするから、お前はこうしていろというはつきりしたことは言えないというのです。

○委員 だからあなたは兄さんの家へ預けて置いて、自分ひとり勝手なことをやつておつて、そうすると理窟に合わないのじやないですか。

○証人 それで、兄さんとしては、語助が博打を打つようになつたのは私のせいだなんて言うのです。

○委員 あなたは、どんな努力を費しても語助さんを兄さんの家へ連れて来なくちや、何じやないですか。

○証人 それが子供でしたらあれですけれども……、どう言つてだまして行くと言わないのです。

○委員 それで四月の五日の日に、あなたは、最後に行つたときに、二女の圭子というか、その子と町の眞ん中で、香取神社の近所で語助さんが歩いてたのを子供に追つ駆けさせて、語助さんに連れさせたというのですが、本当ですか。

○証人 本当です。

○委員 それで又あなたがおばさんの家へ厄介になつた時に連れて戻つて来た……。

○証人 圭子を連れて戻つて来た。置いて行つてしまつたのです。

○委員 なぜ一番語助さんを慕つておる圭子さんをそのまま預けて置かなかつたのですか、置いて行つてしまつたというのには、あなたがそうやつて連れさせてやろうと思つて、子供を追わしてやつたのに……。

○証人 野田のおばさんも三人ではとても働けるわけはないよ、一人背負つて一人膝へ置いては内職したつて食べられないから圭子ちゃんだけは浦和さんに押付けて、上の子に赤ん坊のお守りをさせれば働けるからそうしなと言われて、私は圭子だけは浦和に余りな

つので浦和に渡したかつたのです。

○委員 その考えが一番よい考えですが、なぜそれを実行しなかつたのですか、連れて帰るといふことは……そのまゝ預けておいてもよかつたじやありませんか、それに子供さんもお父さんになつておるから……。

○証人 恐らく幾らなついても男親の面倒は永続きしませんから……。

○委員 しても、せんでも、そうしなくちや、あなたは生きて行かれないのだから……、あなたはそういうふうにかへたのじやないですか。

○証人 いろ／＼考えましたけれども、やはり子供が可愛そうですから、自分の傍から離したくなかつたのです。(証人泣く)

○委員 それでおばさんの所を出てからあなたは活動常設館の前でお魚を三切買いましたね。薬を買つてから……。

○証人 はい。

○委員 そうすると殺そうという考えは、おばさんの所におるうちにそういうことを考へたのですか。

○証人 いいえ、前々から考へておりました。

○委員 前々から……。

○証人 殺そうというよりは、子供をやつて、私ばかり残れないから、私も一緒に死のうと言つたのを、上の子供が、本当にかあちゃん詰らないから本当に死んじやおうと言つたのが始まりです。

○委員 前々からというこはいつ頃ですか。

○証人 丁度家を賣られた頃からです。

○委員 何とかすれば死ななくても

よいという……子供の仕合せということを考えたら、あなたが先つき考えたように中の子を御主人に預けて、そうして上の子が末の子を守りて、あなたが働くという考え方をそのまま進めた方がよいと思えますが……

○証人 それができれば仕合せだったのですが、浦和の性質が……あの男の性質から、子供をみて行かれないのです。ふだんが……一日や二日はよいですけれども、子供に対して……私をはたと同じような力で子供たちをいじめたんですから、私としては……

○委員 じゃやりました。それでね。あなたはそこでお魚を三切買ったんですか。あなたが自分も死ぬというのなら、四切要るじゃありませんか。

○証人 赤ん坊は食べませんから。

○委員 赤ん坊をどうして殺すつもりだったんです。

○証人 赤ん坊と圭子と半々くらいしかいらな思つたんです。

○委員 では一人で食べたんですね。

○証人 ええ。

○委員 実際は赤ん坊に三分の一くらいやつたんですね。結局あなたは三分の二しか食べないで、大人が一番少ないというわけですね。

○証人 私の分を圭子がよこせと言つて食べたんです。

○委員 だから赤ん坊に食わしたら、始からあなたが死のうと言ふのなら四つ要るじゃありませんか。

○証人 そのときはそれは考えなかつたのです。

○委員 あなたの分を幾分か赤ん坊にやれば、死ぬもんだと思えたのですか。

○証人 そうです。

○委員 猫いらすは今買ふのにね、印が要るんですがね。

○証人 私知らないのです、印が要るという事は。

○委員 本物の猫いらすを買ふ場合は、印が要るんです。名前も処も言つて、そうでなければ買わないですからね。

○証人 私まさか心中するんだからとは言えませんが、鼠を殺す薬がありますか」と聞いたたら、「この猫いらす利きますよ」と言われて、私それを買つて来たんです。

○委員 だから印も処も名前も言わずして、買える薬だということ、毒にも薬にもならないのであるから、それでは死ねないのですか。まして又人の命を取るような薬は、そういう堅い手続を取らなければ買えないのです。そういう手続をせずして、買みたいに直ぐ買つて呉れるというのは、死ねないのですか、あなたそれを知らないのですか。

○証人 今まで薬というものを余り詳しく知らないのです。本心に鼠に利くから使つてみなさいと言われましたので、一袋で四人では少ないかなと思つて、二袋買ったのです。

○委員 あなたの可愛い子供の仕合せのために、殺すというのは、あなたの考え方とすれば……

○証人 子供が死に損つたら余計可哀そうですから、私締めちやつたんです。苦しむと思つて……。私だつてまさか自分一人で、こんな思いをして、一生するとも思つていなかったし、今だつて本心に希望も張り合も本心になくて、ただ毎日土方仕事に出てるだけなんです。

○委員 ではそれでね。

○証人 はい。

○委員 そういう買物をして帰えられた途中でね、子供の欲しがものを山山買つたようですね。

○証人 みんな子供がふだん買つて呉れというのを、お金がないからというので、怒り付けていたものを、皆んな買つてやつたんです。

○委員 何を買つてやつたんです。

○証人 玩具、だの食べ物です。

○委員 風船やなんか、ぶうつと膨らませますと、ぱちんと破れてしまします。あれを買つたんです。

○委員 枕許にありませんでしたか。

○証人 ええ。

○委員 千円ばかり使つたんです。

○証人 千円ばかり使いました。

○委員 千三百円ばかり野田か……、それで残つた金は、三百三十円ばかり残つておりましたね。

○証人 残つておりました。

○委員 そのときにね。あなたは、子供の仕合せとおつしやるならば、それで結局あなたとしては、どういう考えだつたんです。子供の仕合せという考えは……

○証人 私の身になれば、子供が満足に育てて行ければそれが一番いいのですけれども、あの状態を続けたら、恐らく私三人抱えて乞食でもしなければならぬし、それぢや私はいいけれども、学校に行つては初校が可哀そうですから。

○委員 けれどもね。あなたがね。今の清作さんの家に居候してから、先づきあなたがおつしやつたように、最初の三千円は着物を買ったのでしようけれども、あとの五千円という金を買つておりましたね。そうして僅か三月一つぱいとしたところが十七、八日分、四月五日までとしたところが二十幾日分、その間五千円の金があるから生活はあなたで済むじゃありませんか。

○証人 その生活はそのときはできます。それだけども恐らくそれから、あれからの夏のことを考えますと……、先きのことばかり考えるものだから。

○委員 それは将来のことだから。

○証人 恐らく家を賣つた金がなくなつてしまつたら一餓も入らないのですから。

○委員 入らないのはあなたの思い過ぎで、清作さんは男の甲斐性でお金を作るからと言つたのでしよう。

○証人 はあ。

○委員 男の甲斐性で金を作るのはありませんか。その問題にぶつかつて来たら又何とか考えたらいいいではないですか。

○証人 村に居りましたときはお米を買い金もなければ、配給を受ける金もありませんから、いけないのは知つておりますけれども、どぶろくを賣つて私配給を受けたんです。

○委員 それは又あなたのおつしやるように、語助さんが頼りにならんとすればね。あなたの実家の方でも相当に暮らしているのだから、なぜ相談しなかつたのです。

○証人 おぢいさんの所に相談しても、お嬢さんがきつくて、そうして浦和のことをとても悪く言つておるから、向うで受け付けないのです。

○委員 話をしたのですか。

○証人 もう疎開をしているときに揉めちやつたもんですから……。

○委員 そういふふうにあなたが思ひ詰めて、子供のためだから生きる、子供のためですから相談すべきものじゃないですか。

○証人 誰にも相談しないのです。

○委員 それがだ。なぜ相談しなかつたというのです。

○証人 恐らく相談しても、物事が起きてしまつてから馬鹿な充ちやんだ、こうしてやれるのに、ああしてやれるのにと随分言いました。けれど人が困つて子供を頼んでも、相談には乗つて呉れませんでした。

○委員 けれども、あなたが相談しなければ、向うは分りませんが、相談をあなたはしたかと思つたのです。

○証人 聞いたことはありません。

○委員 それではあなたの独断じやありませんか。相談して断られたら、それこそ考え直したらいいではないですか。

○証人 けれど、私の実家では、恐らく子供は預かることも何もかも不可能なんです。

○委員 清作さんに、頼んだことはありますか。

○証人 高須賀の兄さんですか。

○委員 ええ。

○証人 言いました。

○委員 何と言つた。

○証人 そうしたら一番上の初校は、二年生になつたくらいですから、子守もするし、あれしろこれしろと言えば、御飯も炊くし何でもするから、あ

て……。

○委員 其のときに顔色が変つてお
りしなかつたのではありませんか。

○証人 別に……。

○委員 あなたは御存じないかも知
れませんが、解剖した結果は、胃の中
に猫いらずの鱗というものが少しもな
かつたのです。いづゆる毒物が少し
もない、毒にも薬にもならなかつた、
顔色が変わるということとはなかつたの
ではありませんか。

○証人 そうですか。

○委員 解剖してね、お医者さんの
鑑定した結果は、胃の中に、毒を飲ん
だときには鱗が残つてゐるのですが、
それがちつともない。本当の少しでも
ないので、何にもない、痕跡もな
いというのですからね。

○証人 お魚を煮たおつゆの残りを私
が御飯に掛けて、朝食べましたとき
に、溶けきれないで、薬がざら／＼し
たままお鍋に一ぱいあつたのを掛けて
食べるときに、こう砂を混せて食べて
いるような感じがしたのです。

○委員 そうでしよう、いい加減な
薬だから……。あなたは砂かなんか分
らないが……。

○証人 あの薬は利かなかつたのです
ね。

○委員 利かない。警察で足がふら
ふらして、喉が乾いたから、水を貰
つて飲んだというが、それは薬が利い
たのではなくて、辛いおつゆを出掛け
に飲んだから、喉が乾いたのです。
よ。薬が利いたのではないのですよ。

○証人 猫いらずというのはどういう
のが本物なんですか。

○委員 それは本物は別にあるので
すけれどもね。あなたの買われたのは
人を殺すような猫いらずじゃなかつた

のです。だから私達考えますと、子
供がすや／＼可愛顔をして寝ておる
のですから、あなたが毒を飲まして
も、そのまま寝てゐる子供を何故締め
て殺さなくちやならん氣持になつて來
たのですか、ただ暴れるといふかとい
うのです。

○証人 暴れる中に薬が廻つて苦しい
だらうと思つて……。

○委員 苦しんではいないのです
よ、足を伸ばしたままです。苦しんで
ゐるということにはなつていないで
すから、生活を先馳けにしてあなた
が殺してしまつたのですから、苦しい場
合だから子供が可愛そうで見ると見
かねて殺すという氣持は察せられます
けれども、まだそこまで行つていないの
です。若しそういうあなた氣持だと
すれば、一番初めに初枝さんから殺さ
なければならぬ、こゝろいふように考
えられるわけですから、だからあなたが
そのときの氣持の移り変りはどうも納
得が行かないのですが、そう思つたの
ですね。

○証人 いろ／＼に裁判所でも私言わ
れたのですけれども、お前が圭子が親
に對して、一番とうちやんととうちや
んと氣持を寄せるのが憎くつて先にやつ
たのじやないかと言われるけれども、こ
つちが可愛いというわけはないので
す、みんな同じです。ただ考えが浅か
つたのは、私浅かつたと思ひますけれ
ども、現在でも恐らく私には自分で土
方に出て働いてでも親に幾らかでも送
つてやりたいと思つて食べるの一杯
なんです、それを子供三人抱えた私が
働いたつて、恐らく子供達はお粥も飲
ませられないのですから、そんな不憫

なことをさして育てられない、それ
で私は何故自分で内職だのして働い
て……、子供といふのは浦和のことを
たよる頭がなかつたのです。

○委員 それは先づ言つた通りで
あつて、方法はまだ幾らでもあるよう
に思ふのですが、さうでしよう、あな
たが今、今日お考えになつても、そう
いういろ／＼な方法がある……手が
盡せるとお思ひにはならぬですか。

○証人 それは考えませんでした。

○委員 それであなたは結局生活が
苦しい、生活苦から子供を殺したとい
ふことになるのですか。

○証人 いいえ苦しくなつてからい
めるのはいやだつたのです、それは、
余りのお米が五合しかないので、お金もな
いので、上の子供もしつちゆうそれ
を開かされてゐるのですから、御飯
を食ふるときにかちやん後があるの
と言われるとひや／＼したのです。

○委員 現実、今日こゝろ米がな
くは三日も四日もひもじい思ひをして
子供の饑果てた姿を見ては親として
もたまらんから、その場合はさうい
う氣持を起すことも考えられるけれど
も、又將來のことであつて今日の生活
に困つていないのに……。

○証人 あの事件のときの立場でした
らまだ一と月はゆつくりやつて行けま
す。

○委員 一と月も取越し苦勞して先
に子供を送つてしまふという手はない
でしよう。

○証人 だけれども私の立場にならな
いと分らないのです。

○委員 誰の立場に立つて見ても一
と月の生活の余裕があるならば一と月
の先の生活苦を見越して可愛い子供

を殺してしまふという手はないのです
けれども……。

○証人 高須賀の兄さんが子供によく
して呉れませんでしたから……。

○委員 よくして呉れなかつたとい
うけれども、あなたという立派なおか
あさんがあるのに……、子供は九々
と太つてゐるじやないですか。

○証人 子供は育つていました。

○委員 可愛い子供を一と月も先に
見越して殺すという手はないでし
やう。

○証人 私としても殺したくありませ
ん。八年も骨折つて育て……、だか
らはたの人の考えでは私が一人になつ
て樂をしいからといふふうにとられ
るらしいのです。

○委員 どうもさういふふうにも考
えられるのですよ、あなたが子供を殺し
た氣持のことについてあなたの言ひ
とは違つてゐるのです、今まで言つて
おることがね。一番初めにあなたのお
つちやつたときはさういふことを言つ
てゐるのですよ、「夫は賭博をやつたり牛
泥棒をしておりますので何とかして眞
人間にしてやる考えからこんな心を起
してしまつたのです。これは一番初め
です、これは四月の日です、四月
の七日の日です翌日の朝の話です。こ
れが一番先にあなたの言つた言葉で
す。その次にあなたの言つておること
は「子供三人いたんでは生活ができな
いので悪い氣持を起したのでありま
す。こゝろいふことを言つてゐるのだ
ね、それから又検事局で言つておる理
由は又違つて來ますね。

○証人 その度に質問が違つてしま
うのですけれども……。

○委員 しまふけれどもあなたは子
供をいじらしいから殺すといふあなた
の理由です、どうして殺さなくちや
ならなかつたかその理由は一つでし
やう。

○証人 それは生活苦です。

○委員 生活苦ですけれども、一番
初めはそんなことは言つていない。
○証人 それからあのときには頭の痛
いときで、執拗に責められていた日
で自轉車を押して呉れるから、誰か黙
つて持つて行つてしまふから……。

○委員 その問題はこの問題に關係
ないことですね。あなたが大切な子供
を殺した大きな問題ですからね。その
原因がどこにあつたかといふことはあ
なたが言ふときに一々違つて來るとい
うのは変じやないですか。

○証人 私の立場では生活のこととい
ふいろの裏がありました。そのことが
原因なんです。

○委員 で、警察に勾留されていた
ときに語助は來なかつたのですか。

○証人 全然來ません。

○委員 それから差入れもしなかつ
たのです。

○証人 しません。

○委員 それから弁護士あれば誰
が出したのです。語助さんですか。

○証人 あれば古澤さんがお世話して
下さつたのですけれどもあとで聞きま
したら高須賀の兄さんから取つて貰つ
たという話だつたのです。

○委員 古澤さんからですね。

○証人 ええ、古澤さんから……、私
は何もそんな弁護士を掛けて罪を軽く
してもらふという氣持がなかつた。弁
護士も要らないと言つたのです。

○委員 要らなくても法律上では弁
護士を付けないといふのですか

らね。あなたの立場では……それで執行猶余で家へ行って誰に引取られたのですか。

○証人 古澤さんです。

○委員長 そこで世話になったのですか。

○証人 古澤さんが七月の四日に釈放されまして、その日に新宿の藤井先生のところへ連れて行つて下さったのです。そこへ行って三日目だったと思いますけれども、浦和が訪ねて来まして。何としても会わせろ。それで藤井先生も考えて一應それから向うで立会うというのでどんな条件か本人に話があつたらするようにと言つて会わしたのです。併しながら自分としては別れる頭がないから戻つて呉れと浦和が言つたのです。ですから私も私としては戻れないですから……。

○委員長 それで……。

○証人 それで藤井先生に私、尼さんに入つても子供のことだけで暮したいというのをまあもう少し考え直して見なさいと藤井先生に言われたのですけれども、やはり私、社会にいるより静かなところへ入つていた方がいいと言つたのです。そうしたら、先生もそれも結構ですというわけで、お寺へ行くように古澤さんが連絡をとつて下さったのです。ところが浦和が今度はお寺までどうして送ると言つて聞かないのです。

○委員長 どこのお寺ですか……。

○証人 信州です。

○委員長 信州の……。

○証人 威光院です。

○委員長 そこへ行つたのですか。

○証人 そこへ古澤さんが連絡して下さつたのですが、向うでも待つているから……。

○委員長 それで出掛けましたのですか。

○証人 出掛けましたのです。

○委員長 どうしたのですか。

○証人 私、浦和にどこまでも附かれるのが嫌だったのですから。

○委員長 どうしたのですか、それから……。

○証人 それで古澤さんの親戚の家でお百姓さんを手傳つておりました。

○委員長 それから……。

○証人 それから後は私がどこへ古澤さんの世話で出て行つても浦和が訪ねて来て脅かすので、私古澤さんの家へ又戻つて来て、それで十月ばかりおりました。

○委員長 それからどうしたのですか。

○証人 それで夜警訪ねて来て……。

○委員長 ずつとそれから今日までのことをお話しやつて下さい。

○証人 それで夜警訪ねて来て、古澤さんのおかあさんも古澤さんも持て余してしまつた、あまりしつこいので……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

○証人 三時間も四時間もいますから……。

つて聞かないのです。それで又勝間さんの家へ戻つて相談したのです。そうしたら勝間さんが折角浦和君も今度は眞面目になると言つてゐるのだから、もう一回見てやれというわけですね。その代り私絶対に浦和と一緒に住むならなと言つたのです。ただ世間態として三十にもなる男が女房もいないと信用がないから、働くにも信用が大事だから、名義だけでいいというわけで、今のところ別々に働いておりました。

○委員長 それで一緒に住まつてゐるのですか。

○証人 いいえ、一緒に住まつてゐません。私は勝間さんの方にいます。浦和は柳生策之助の物置を借りてゐます。

○委員長 別々に暮してゐますか。

○証人 別々なんです。

○委員長 そのことは藤井恵照というのですか、藤井さんは知つてゐるのですか。

○証人 古澤さんによく書いて送りまして。

○委員長 結局藤井さんに相談せずに一緒に住つたのですか。

○証人 藤井先生には相談しません。

○委員長 しないのですか。それで藤井さんが身元を引受けて……。

○証人 古澤さんが引受けて……。

○委員長 引受けて、それから藤井先生のところへ引取られて、お寺へ行くという話になつたわけでしょう。それから再三あなたを追つて歩いてゐる。それを断つて相当の日にち断つておつたんだから、結局は一緒にの地方におつたんだから、そういうことになつたことについて藤井先生に相談しなかつたのですか。

○証人 浦和が八月の半ば頃でした。いろ／＼すつたもんだいろ／＼な話のときに、じゃ、俺もちゃんと諦めると一回言つたことがあるのです。それで、じゃ私のあとを追わないね、私も仕事をしようというふうにかやつて行つて、それから浦和は浦和で立直つて、世の中を持ち直して呉れと言つて、浦和は氣持よくそのときは承知して、お酒を一杯買つて来て古澤さんといふ三人で飲んだのです。奇麗になるつもりで……。

○委員長 それにも拘わらず、あとを追つて来て……。

○証人 あと次の日から駄目だったのです。

○委員長 先程からのお話によると、あなたとしては子供を殺さんならん程のたよりがない人と又ぞろ一緒にゐるということは、どういふお考えかといううようなことを聴いておるわけですか。

○証人 一緒にゐる頭はありません。

○委員長 同じ地方に住まつておるのですか。

○証人 同じところに住んでおります。

○委員長 世間には一緒にゐると見られませんか。

○証人 そうです。

○委員長 それと一緒にゐることがいい悪いは別問題として、あなたがこれだけの大きな過失を犯して、その人と一緒にゐるということは、而もそれが原因じゃないですか。

○証人 原因です。

○委員長 たよりにならんから子供を殺したと強く言つておる、その人と今日一緒にゐるというところが、私

には分らん。

○証人 それで私は親にも手紙が出せないでおるのです。

○委員長 一体あなたは自分の子供を自分勝手に殺す、人の子供なら殺しまいが、自分の子供だから殺す、あなたが勝手に子供の命を取つてしまふ、そういう考え方はどうですか。

○証人 それはどう考えたつて、愛情がなくて薄情な親になりますね。

○委員長 薄情どころではないね。人の子供なら大変な問題ですね。

○証人 人の子供ならどんなことがあつてもできません。

○委員長 それと同様に、自分の子供を……、子供はあなたの私有物でないのだから……、そうでしょう。

○証人 でも私は極端に自分の子供だからと思つておりましたから……。

○委員長 自分の子供だから殺そうが生かそうが俺の勝手だという考えですか。

○証人 いえ、そうではないのです。

○委員長 それなら人の子供も大事だと同様に、自分の子供の命も大切でしょう。

○証人 大切です。

○委員長 自分の子供だからと言つて殺してしまふという考え方は……。

○証人 今でも殺したいという氣持はないのです。

○委員長 殺す必要がないでしよ、あなたの今までの話を聞いて見ると……。

○証人 先行きが思われて、苦勞させたくない、それだけです。

○委員長 何かお尋ねになることがありませんか。

○宮城タマヨ君 あなたは藤井恵照さ

んに両全会でお世話になつていらつしやつたのですか。

○証人(浦和充子君) 出所しましてから古澤さんという方が引受人になつて、それで僕のところは夫の浦和助助というものと一里くらいしか離れていない……。

○宮城タマヨ君 両全会と関係ないのね。

○証人 はい。

○宮城タマヨ君 それじやよろしくございます。少し私伺いたいのですが、あなたは、あなたの初枝さんだの、圭子さんぐらいの小さいときに、あなたのおかあさんがあなたを可愛がりましたか。

○証人 丁度私が初枝ぐらいのときには、私の母親は何か精神が少し異常と申しましようか、母親の愛情というものは、私は全然知りませんでした。

○宮城タマヨ君 知らない……。

○証人 はい。

○宮城タマヨ君 それであなたは少し時々変になるようなことはないのね。お母さんのようなことはありませんか、考へて見たら……。

○証人 自分では親の姿をずっと初枝ぐらいのときから十三になるまで見ていたから、私としても若しかあちやんの血筋を私が引いたら困ると思つて、世帯を持つてから喧嘩したり、又自分でむら／＼とこうなつて行く氣が起るのが自分で分るのです。そのときに成るだけ私はあちやんがあだかから自分も氣を附けなければならぬなと思つて、その点は考へました。

○宮城タマヨ君 あなた、子供さんをひどく叱つたときはたきますか。

○証人 はたきます。

○宮城タマヨ君 はたくそのときには憎くてはたたくの。

○証人 憎くはないです。

○宮城タマヨ君 こうしなければ駄目かできんというように考へて子供をはたきますか。

○証人 はたきます。

○宮城タマヨ君 それでも初枝さんぐらいになつたらはたかなくても話せばよく分るでしょう。

○証人 ところがやはり悪い血を引くと見えまして、初枝それをやつてはとうちやんに叱られるからそれをやるなと言つても、うんと言つて止めればいいけれども、返事をしないで、又極端にいけないと言つたことを繰返えす、それを一度やつたことを二回やるとお終いには手を挙げてはたいたことがあります。

○宮城タマヨ君 そんなことはしよつ中ありますか。

○証人 ありました。

○宮城タマヨ君 はたくよりひどいことはしたことはないですね、例えば首を絞めるとか、蒲團の中に入れて抑えるとかいうことはないのね。

○証人 わたし、それはできないのです。

○宮城タマヨ君 あなた学校に行くようになってから先生に可愛がられましたか、学校ではよい子供だったのね。

○証人 学校に行つておりましたときは、案外可愛がられました。

○宮城タマヨ君 とすればよくできた方ですか、成績はよかつたんですね。

○証人 学問の方ですか、学問の方は六十人の中で十四番ぐらいでした。

○宮城タマヨ君 身体は丈夫だったのね。

○証人 身体は丈夫でした。

○宮城タマヨ君 月経はいつからありましたか。

○証人 十六の七月頃でした。

○宮城タマヨ君 順調でしたか。

○証人 順調ではありません。

○宮城タマヨ君 どういうふうに、何か具合が悪いようなことがあつたらちよつと話をしてみ下さい。

○証人 身体はどことも悪いところがないのですけれども毎月決まらなくて、十七のときには年に三回しかなかつたこともあるのです。それで私、こうときどきのぼせるようなあれがあるのかしらと思ふことがあるのですけれど……。

○宮城タマヨ君 あなた月経のときにお腹が痛いとか、頭が痛いとか何かふらふらしたり、そのとき特別腹が立つたというようなことはありますか。

○証人 お腹はとでも痛みます。

○宮城タマヨ君 寝なければならぬということはないのね。

○証人 寝ることはあります。

○宮城タマヨ君 気分はどうですか。

○証人 気分は、大して強くない方です。すから何ともないのです。

○宮城タマヨ君 何日ぐらいあるの。

○証人 上るまでに四日ぐらい掛かります。

○宮城タマヨ君 四日、そのときには子供のすることなんかで腹が立つようなことはありますか。子供がふだんのときでしたらそんなに氣に掛からぬいことでも月経時には特別に子供のすることなんかで腹が立つというようなことはありますか。

○証人 そういうことはありません。

別にメンス中だからのぼせるとか肝が煮えるというようなことはないのです。

○宮城タマヨ君 あなたは本が好きですか。

○証人 大好きです。

○宮城タマヨ君 何を讀みましたか。

○証人 まあ一通り聖書やなんか讀みました。

○宮城タマヨ君 あなたクリスチャンですか。

○証人 私の母親がそうだったので。

○宮城タマヨ君 あなた何か信仰を持つておりますか。神様を信じているの。

○証人 現在は私何も考へておりません。

○宮城タマヨ君 でも聖書を読んで神様のことを考へたことはあるのですか。

○証人 あります。

○宮城タマヨ君 いつ頃。

○証人 十二頃です。

○宮城タマヨ君 いつまで。

○証人 お店に入るようになってから家へ置きつ放しにして全然見ないのですから。

○宮城タマヨ君 それから映画は好きですか。

○証人 嫌いです。映画はお嫁に行つてから二、三回切り行つておりません。

○宮城タマヨ君 そんなに好きではないのね。あなたは先生とか近所の方の……、先生はなんですが、近所の方とのお付き合いは円満に行きましようか。

○証人 よそ様とは争つたことは一回もありません。

○宮城タマヨ君 あなたがそんなに貧乏しているのに、誰かが民政委員というものがあつて、こういうような手続をすればお金が貰えるのですよということはどうして教へて呉れなかつたのでしょうか。

○証人 それはどつちみち浦和という人間が生れた土地に疎開して、そうしてその土地の中でまで恐喝をやるために、誰も相手にして呉れなくなつちやつたんです。

○宮城タマヨ君 それで隣近所との付き合いもないのね。

○証人 全然ありません。最初は、浦和が兵隊から帰つて来ない頃は皆んな出入りしたのです。それが浦和が帰つてから性質が極端に悪いので、お客様が来ては今喧嘩したというようなさぶりを、来たお客様の前でもそんな感じを興えるようなふうですから受けが悪くて。

○宮城タマヨ君 初枝さん学校に行つてからお友達に虐められるようなことがありましたか。

○証人 浦和があれをやりましてからありました。初枝の父ちゃんを牛を盗んで警察に挙つてゐるのだと言われ、それで初枝が泣いて帰つて来て、かあちゃん本当かと聞くので嘘だと言つた。かあちゃん本当に嘘か、それじやとうちやんどこにゐるのだと言つた。東京に働きに行つてゐるのだと言つた。そうすると翌日、今度初枝は親が嘘だと言つたから嘘だと言つたら友達なんか否定されたのです。そうして今度ははたかれて来たのです。それでかあちゃん、おれもう学校に行かないと言ふのです。

○宮城タマヨ君 あなた先程家を賣る

頃から貧乏になるだろうと思つたとか……。

○証人 いいえ貧乏になるだろうというのじゃないです。浦和の態度から推して、とてもこれから先やつて行けないと思つたのです。

○宮城タマヨ君 それじゃ、その頃から子供を殺そうというのを考えた先づきおつしやいましたね。

○証人 考えました。

○宮城タマヨ君 それから後子供さんの着物なんか買つてやつておりますがどういふ氣持でしよう。

○証人 はあそれはやつぱり可愛いから、その時期のものを着せたいので一枚圭子に買つてやつたのです。

○宮城タマヨ君 あなた今浦和さんはもう嫌いで仕方がないでしようけれども、浦和さんよりもつと好きな男の人はないのね。或いは若ししたら結婚でもしてみようかといううな人はないの。

○証人 私結婚というよりも男というものはもう絶対にいやです。

○宮城タマヨ君 もう懲り／＼なの。それからあなたはもういつか一番亡くした子供のことを考えますか。

○証人 仕事に朝七時半に行つて夕方四時に帰るのですけれども、丁度その往復が、子供が学校に行く時間なんです。それで何時も泣いて歩いていられるのです。それから御飯を食べる時、それから近所の子供が訪ねて来た時など……。

○宮城タマヨ君 乞食をするより死ぬ方がよいとあなた考えたというけれども……。

○証人 はあ。

○宮城タマヨ君 人から考えれば今乞

食をさしてもいいから先になつたら樂になるかも知れないという望がありそうに思いますが。

○証人 私はそれはできない。乞食までさせてみじめな思いをさせるんだつたら死んじやつた方がいと思つております。

○宮城タマヨ君 あなた本氣でそう思ふの。

○証人 ええ。

○宮城タマヨ君 それじゃ今子供さんを殺したことにあつてあまり後悔はないのですね、どうせこれから貧乏して乞食になるのだから。

○証人 死んだ方がいいというのではなく、みじめな思をさせたくないのです。どちらかという私の性質が少しお高いのかも知れないですね。だけれども私は本當に今まで中ぐらいの生活を

して来ていまして、極端に今度お金もない、それこそ五十銭札一枚ない、米もない。子供が学校に行くのに、今日はお米がないから初校学校を休めと随分言つたのです。ああいうことを子供に聞かせたくないのです可哀そう

で。

○宮城タマヨ君 だけどそのことより子供を絞殺する方が樂なの。

○証人 長い苦しみをして自分が暮せなくなつて一番困つた時に、人へ子供を離して育てるのだつたら殺した方がいいです。

○大野幸一君 あなたが一番上の人を絞めたのですか。

○証人(浦和充子君) 全部です。

○大野幸一君 自分が生残つたというところは私聞かないが、それはどうなつたか。

○証人 それは薬を飲んで自分で休が

かつたのです、一面に。それで水を随分飲んで、それから水を飲んで

も体がかつたのだけで、胸が痛いとか、腰が痛いとか、痛みというものは来ない、それから、ただこうして

いるよりも、自分でもやつたことはやつたと告げないと、誰も、物置におりましたから、物置の二階ですから、自分

が、告げなくては、何にもわからな

いと、自分があるで死んだ場合に、自分の体は一体何処へ埋めて貰える

か、それもわからないのですから、それで、私警察へ行つたのです。子供ら

も無縁佛にならないように、又自分も死んだ時にやたらなところへ埋められ

るのがつらいですから……。

○大野幸一君 警察へ行つてそれでどうしたのですか。

○証人 警察へ行つて事情を話して、話しているうちに、お前、何か食べた

かなというので、お汁を掛けた御飯を食べたと言つたら、お医者に掛けられ

たのです。お医者に掛けられて……。

○大野幸一君 分りました。それから検事さんが、あなたにどんな求刑をしたのですか。検事さんは、あなたに對して……。

○証人 何をですか。

○大野幸一君 裁判所で公判の時に、検事さんは、どんなふうにも求刑をしたのですか。懲役何年とか言つたのです

か、検事さんが……。

○証人 求刑の時三年です。

○大野幸一君 三年と聞いた時に、どういふ感じをしたのですか。

○証人 私は三年では軽いと思ひました。

○大野幸一君 何年くらいと思つてい

ましたか。

○証人 何年と年数はあれですけれども、恐らく三人の子供ですから、三年くらいではたとい懲役を自分で、勤

めるにしても、あまり軽いと思ひました、年数は分らないのですが。

○大野幸一君 それで先づき、あなたは、聖書を讀んだというのですか、聖

書の中に、子供は神の子なりと書いてあることを知つていますか。

○証人 ええ。

○大野幸一君 そうすると自分の子供でも神様の子だという考えは、そのとき

にちつともなかつたのですか。

○証人 考えませんでした。

○大野幸一君 聖書を讀んで、聖書を外で実行したことがあるのですか。

○証人 聖書を讀んだのは子供の頃でして、大きくなつてからは聖書の中の文句も、讚美歌のあれも知つておるけ

れども、それを物事に對して當て嵌めて考へたことはないのです。

○大野幸一君 あなたの生れた、おと

うさんたちは佛敎ですか、キリスト敎ですか。

○証人 そうではありません。

○大野幸一君 お寺へお参りするとい

うこともない、お説敎を聞いたことも

ない。

○証人 お説敎はありません。

○大野幸一君 どうも有難う。

○委員長(伊藤修君) 先づき本を讀ま

れると言つたが、小説は讀むのです

か。

○証人(浦和充子君) 小説は余り好か

ないです。

○委員長 讀んだことがない。

○証人 讀むのは讀みますけれど

も……。

○委員長 どういう小説を讀みます

か、今までに記憶のある小説はどんな

ものですか。

○証人 記憶のあると言つても長いも

のばかり……。

○委員長 新らしい小説ですか、或いは講談本みたいなものが好きですか。

○証人 講談物は好きです。

○委員長 講談物で博打打ちの、股旅

物とか、人情物だとか、どつちが好き

ですか、どつちを讀んだのですか。

○証人 讀むのは両方讀みました。

○委員長 子供など殺したりする小説

がありますね、そういうものを讀んだ

ことがありませんか。

○証人 子供を殺したりなんかという

ものは思ひ当りません。

○委員長 芝居は見ますか。

○証人 芝居も活動も行かないので

す。

○委員長 活動は二、三回行つたが、

お芝居は見たことがない……。

○証人 見たことがありません。子供

の頃は見ました。

○委員長 子供の頃はどんな芝居を見

たのですか。

○証人 内容はつきり覚えませんが、

けれども……。

○委員長 阿波の鳴門とか、寺小屋と

か、ああいうものを見たことがあるの

ですか。

○証人 あれは見たことがありませ

ん。

○委員長 あなたは、浦和詣助さんは

今どこにおりますか。

○証人 柳生策之助さんの物置にお

ります。

○委員長 先づきあなたのおつしやつ

たところですね、同じところですね。

○証人 同じところですね。

○委員長 あなたが今住まつておるところと同じですね。

○証人 場所は同じです。ただ家の中で分れているだけです。

○宮城タマヨ君 あなたはお酒が好きですか。飲みますか。

○証人（浦和充子君） 若い頃やつぱり商賣で飲みました。

○宮城タマヨ君 近頃は飲みませんか。

○証人 世帯を持つてからは全然飲みません。

○宮城タマヨ君 煙草は吸いますか。

○証人 飲みます。

○宮城タマヨ君 一日にどれくらい吸いますか。

○証人 一日に約十本くらい吸います。

○宮城タマヨ君 そのくらいですか。あなたは三人の子供さんを産んだそうですね。外にないのですか。

○証人 三人だけです。育てました。

○宮城タマヨ君 お産は異常でなかったのですか。

○証人 お産は、ちよつと赤ん坊が出ないのです。

○宮城タマヨ君 それで苦労しましたか。

○証人 苦労しました。

○宮城タマヨ君 何日くらい。

○証人 陣痛がありましてから、朝の八時頃あつてから生まれるのが二時半頃、そのくらい時間が掛かる。

○宮城タマヨ君 その間精神が朦朧としたようなことはありませんでしたか。

○証人 生み上げて、お産婆さんが子供にお湯を使わして寝かす。皆はつきりしています。

○宮城タマヨ君 そうしたら最後ですけれども、三人も子供を殺して、そうしてそのときはあなたも死のうと思つて、猶いらずを飲みましたのでしょ。今死にそこなつて、そうなつておつて子供のころへ死んで行きたいという氣持になることはありませんか。

○証人 私は子供のころへ極端に行きたかつたのは未決にいた頃です。そこで未決から出る頃には、自分が子供のころへ行くというよりも、子供の供養をしてやりたかつたのです。だから今も働いて成るだけ金を溜めて、とも来年はできないでしょうから、三年忌には、三年間掛かればお金が幾らかできると思つて、供養してからでないと、とても死ぬ氣になれないのです。今は……。

○委員長 別にお尋ねはありませんか……では御苦労様でした。

○証人（柴崎四郎君席）

○委員長（伊藤修君） 大変お待たせしました。今日は証人として御出頭を願ひましたのですから、法律によりまして、供述の前に宣誓をお願いいたします。宣誓書は朗読して頂きたいと思ひます。

「総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた」

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 柴崎 四郎

○委員長（伊藤修君） どうぞお掛け下さい。申すまでもありませんが、宣誓の上は嘘、偽りがありますと処罰されますから、一應御注意いたします。今日御出頭願ひましたのは、あなたが

が御担任になりました浦和充子の殺人事件について、少しくお尋ねしたいと思つて御足労願つた次第ですが、浦和充子の殺人事件をお取扱いになるときの基本觀念として、どういふお氣持でこの事件に対処されましたか。

○証人（柴崎四郎君） 基本觀念と言ひますが、親が頭でない子供を自分の考へだけで殺した事件でありますので、相当問題になる事件じやないかと考へてやつたのです。

○委員長 私のお尋ねいたしたいと思ふことは、結局事件そのものに考へを集中なさいましたか、或いは一般的に客観的情勢、或いは國內情勢とか、日本の今日の立場とかいふことを考へになられましたかどうか、その當時はですね。後日のことは別問題として。

○証人 その當時は事件そのものだけを考へました。

○委員長 その當時は。

○証人 はあ。

○委員長 それで起訴なさいました重点はどこに置かれたのですか。

○証人 先程も申しましたように、結局頭でない子供を親の考へだけでやつた事犯でありますから、その意味で事情の点におきましては相当同情すべき事情もあつたのでありますが、一應殺人罪の最低の刑ぐらひが必要があると思ひましたので、起訴した次第であります。

○委員長 そうすると勿論犯罪の事實は明らかですが、主点は犯罪の動機の方に置かれなくちやならんと思うのですが、その点お調べになつたのですか。

○証人 はあ、調べました。

○委員長 どういふふうになりますか。

○証人 動機は結局、夫の語助と一緒にになりました。三人の子供がおりますのですが、その語助が最近賭博に耽りまして、全然被告を顧みないような事情であつたのであります。それで被告としましては三人の子供を抱へまして、他に働くこともできませんので、結局切羽詰まつてあのような犯罪を犯すような結果になつたと考へたのであります。

○委員長 そうすると一言にして盡すと、生活苦といふことになるのですか。

○証人 さうなことになります。

○委員長 そうするとその一つの動機ですか、その事犯を醸した。

○証人 結局それが突き詰めた動機だと思つております。

○委員長 要するにあなたが起訴なさいますから、公訴を維持されたお氣持ですね。論告は携つていらつしやいませんか。論告は、少くとも公訴を維持された検察官としてのお氣持はどういふ点を御支持になつたか。

○証人 結局生活苦で、三人の子供を抱へておりましたは生きる途があの被告にはなかつたのじやないかと考へておるのであります。

○委員長 そうすると、生活苦に對して何かお調べになりましたですか。

○証人 外には被告から聞きまして後は、警察の調を参酌しましてやつた次第であります。

○委員長 この事犯といたしましては、御承知の通り殺人事犯で、而も本人が自首しておりますから、事件の形態は争えないでしょうが、公訴を維持なさる上におきましては、原因が問題

になることは何人も予想できるわけですね。その原因について果して殺人するところの原因があつたや否やといふことはお取調になる必要があると思ひますがね。ただ被告の供述だけでは物足らぬことになりはしませんか。

○証人 そうですね。私といたしましては外の概況、警察の調べなどをいろいろ参酌いたしまして、尙被告の供述を聞きまして、そういう事情と認めた次第であります。

○委員長 問題はそこに重点が来るのですが、果して生活苦によつて殺したのやら、或は自分の我が儘な生活がしたいために殺したのか、痴情の結果殺したのか、これによつて量刑において、大きな相違がある筈だと思ひますが、從つてその点は公訴を維持なさるあなたとしては明らかにする必要があるのじやないでしょうか。ただ警察の調べと本人の供述及びあなたの取調べられた供述だけではちよつと物足らんと思ひますがね。

○証人 迂闊だつたかも知れませんが、私はその程度でその事犯を見通しを付けた次第であります。

○委員長 見通しだけでも、それで問題になるのですから。それによつて十年になるか死刑になるか、そこが重点になるのですから。

○証人 私、捜査官で疑念を持ちますればそこを突つ込む……。

○委員長 疑念を持たなくては、刑の量刑に大きな基礎をなすのですから、当然疑念を持たなくちやならんのです。

○証人 疑念が被告の供述と概況から私には持てなかつたわけですが。

○委員長 けれども、私拜見いたしま

しても、本人の供述は二回違っており
ますがね。原因が違っておりますが、
最初本人は夫の心を直す若しくは引
戻したいと願ったのだ、次には生活
苦だと言ひ、生活苦だというならば果
して生活の苦があつたかどうかとい
うことを本人の供述以外に証拠をお求め
になることが正しいやり方でしょう
な。例えば本人の実家にそれを頼んだ
かどうかと本人の実家がそれを断わ
つたかどうか、実家にそれを聞き入れ
るだけの生活の余裕があるかどうかと
いう点も調べになる必要もありま
すでしょうし、又清作自身にも、本人は
話したとか言つておるから、警察に
対するお取調べがその点あつて然るべ
きだと思ふのです。或いは野田のお
ぼさんと称する、これらにも相談した
というのですから、それ程子供を殺さ
なくちやならんという突き詰めた必然
性が、そこから生まれるかどうかとい
うことを明かにして置く必要があるの
じやないでしょうか。

○証人 それは仰せの通りであります
が、私といたしましては、今まで警察
で調べた関係の調書を見まして、大体
事情が分つたものですから……。

○委員長 殺した事情は分るのですけ
れども、殺した原因が……、殺した事
実というものはつきりしておるの
ですが、殺した原因が奈辺にあつたか
といふことをお調べになるのは当然の
ことじやないですか。殊に本人が、い
ゆる語助から、数回に亘つて八千四
程の金を貰つて、今日の生活には苦し
んでいない筈ですがね。本人の供述を
聞いても、少くもまだ一ヶ月の余裕は
あると、こう言つておるのですが、た
だ將來を慮つて殺したというのです

○証人 度々申上げるように、外の被
告の供述を信用しましたし、概況によ
つてそれらの原因があつたと認めた
のですから……。

○委員長 少くとも、その点は当然重
要なる事項ですからお調べになつてよ
いですがね。公判廷において、いわゆ
る判事さんなどのくらの時間でやつ
たか知れませんが、一括して警
察の調書の通りの回答をしたという
だけの記載ですが、そういう点につ
いては触れなかつたのです。漫然看過
したわけですね。

○証人 公判には私は立会わなかつた
のですが、相当お調べになつたと私は
思つておるのです……。

○委員長 もしお調べになつたとすれ

ば、その点に対して立会検事として、
その点を立証される必要があるのじや
ないですか。刑の量刑は重大なる影響
を及ぼす原因ですから……、どうもこ
の事件を簡単に考えになりまして、
重大な事項について看過されておるよ
うに我々見受けられるのですが……。

○証人 簡単に考えたわけじやなかつ
たのです……。

○委員長 少くとも、その点について
は、本人がそれだけ生活苦のために殺
さなくちやならん必然性があるかどう
かという原因を御追求になる必要は十
分あり得るものと考えられますな。

○証人 原因は、外の警察の調べによ
りまして、私は相当な原因があつたと
認めたのですから、一應……。

○委員長 それは本人の言葉だけです
ね。

○証人 はあ。

○委員長 本人の言葉でもつと追求な
されば、少くとも一ヶ月以上の生活の
余裕があつたといふことは、十分な
たたちの心証が得られる筈だつたの
すがね。その点も我々として、御訊問
の形式として、自首したといつて軽く
お考えになつたらしいですね。

○証人 私は、最初は、現場を見に行
つていたので、殺人の現場を……
そうして子供三人のむごたらしい跡を
見まして、大分憤慨して最初は被告に
當つてわけなんですが、いろ／＼事情
を聞きまして、或る程と思ひまし
て……。

○委員長 警察も裁判所も感傷的にな
られて、どうも事件の中心をお掴みに
なる点に殺人という事実だけをお捉え
になつて、漫然事件を処理なさつたよ
うに見られますがね。一体この事件に

對しましては一般予防といふことはお
考えにならなかつたのですか。

○証人 それは考えております。

○委員長 一般予防の点から考えます
れば、少くともこの事案に対して、立
会検事の……あなたはお立会にならな
かつたかも知れませんが……求刑は軽きに
失するのじやありませんか。

○証人 一般予防と申しまして、被
告を教育するに足る程度の刑を科しま
して、一般予防は附随的效果と考えて
おりますので、別に一般予防のために
刑を重くして……。

○委員長 だけれども、殺人罪のごと
きはいわゆる特別予防より一般予防に
主点を置くべきじやないですか。

○証人 主点と申しますが……。

○委員長 その言葉が悪ければ重きを
置くべきじやないですか。

○証人 一般予防の点は、これは私だ
けの考えですが、被告に相当の刑を科
しまして、一般予防は附随的效果とし
て考へておりません。一般予防のため
に被告に相当以上の刑を科することは
どうかと考へております。

○委員長 例へば具体的に事件があり
まして、三人の大人の生命を断つた者
があるとしたら、あなたはどんな
考へを持ちますか。

○証人 動機が同じような事件
で……。

○委員長 仮に動機がこれと一緒だと
したらどうですか。相当重く求刑なさ
るでしょう。

○証人 質問のあれが分りません
が……。

○委員長 ただ年齢の相違で以て、普
通の人が、平たく言えば大人の三名の
生命を断つた人がある、これと同じ形

態の事案があつたといひますれば、
あなたのお考えとしては相当重くお考
えになりますか。

○証人 事情が違えばそうなります
が……。

○委員長 要するに子供だから軽く考
えたのですか、子供の生命だから軽く
考えたのですか。

○証人 そんなことは考へておりませ
ん。若し同じような事情で大人を殺し
た場合でも同じじやないかと考へてお
ります。

○委員長 そうですかね、大人三人殺
した場合でも……。

○証人 そんなことはあり得ないと思
ひますが……。

○委員長 生活苦のために爺さんが自
分の息子なり、娘を……成年に達した
子供を三人殺したという場合におい
て、果してそれは執行猶予に値するで
すか、我々常識的に考へて……。

○証人 生活苦でそれより外に生きる
途がなく餓けない、そういう事情の
ときは、同じように同情するあればあ
るのじやないかと考へております。

○委員長 そうした場合にもそうお考
えになりますか。

○証人 はあ。

○委員長 そうするとこの求刑は適切
なものとお考えになりますか。

○証人 はあ、私としては……。

○委員長 そうすると今日新憲法で保
護されておる基本的人権というものを
どのくらいお考えになりますか、それ
程尊重しなくてもよいという……。

○証人 別に尊重しないとは……。

○委員長 軽々しくお考えに……。

○証人 私としては軽々しく考へたつ
もりはないのですが。

○委員長 それじやも一つお尋ねしますが、子供の生命というものと大人の生命とは、同様に考えになりますか。基本的な人権としてですね。

○証人 それは同一に考えます。

○委員長 人を三人も殺した場合には、三年の御求刑ということは足りません。どうしても納得ゆきません。

○証人 結果はそうかも知れませんが、現われた結果だけをお考えになりますと……。

○委員長 原因においてもあなたのおつしやる原因とは相違しておりますね。而もそれをあなたは御求刑になつていないのです。御捜査になつていないのです。あなたが被告の供述そのものを信用されて、捜査をその点についてなさつていないですから、あなたのお考えとして基本的な筋に誤りがあると思いますが、基本的な理由を別問題といたしまして、一体子供の基本人権を御尊重になるお考えで、控訴権を維持なさつたかどうかを疑われるのですかね。

○証人 それは尊重しておりますが。

○委員長 尊重した場合に、さような御求刑というものは、我々は常識的には考えられません。一体日本ではともすると子供の生命というものは、非常に軽く考える傾向があるんじゃないですか。

○証人 それは或いはそうかも知れませんが、従つてその職務にあらせられるあなたさんたちにおいても、そういう思想が禍んでいるんじゃないやせんか。

○証人 私としては特に子供だからと

うだという考えは持つていないつもりであります。

○委員長 これは執行猶予、あなたの求刑は三年ですが、執行猶予になりました。それに對してどうしてあなたは不服をなさなかつたのですか。

○証人 一應考えたんですが、私その当時も執行猶予になるのではないかと、いうようなことを、考えておりましたので、丁度保護事業に携わつております方が、私のところに見えて、何とかして引取つてやるということで、丁度世話をお願いしました。

○委員長 ところがその保護事業において、世話するといふ人が世話してなくて、本人は又そこら中轉々として、今度も警視廳の捜査課を煩わして本人を捜してあります。生活の基礎も分らん。住所も分らんといふならば、引取つた人も責任がありませんね。

○証人 ……。

○委員長 無責任だと思ひますね。そういうことを基本にいたしまして、控訴権を放棄したといふことは不可解です。この控訴は三日に言渡しになつて、四日にあなたは放棄なさつておられますが、積極的に放棄なさつておるといふ理由をお伺ひしたいですね。

○証人 事情が先程申し上げましたような事情でありますから、裁判所で判決になりました。被告が更生を誓つておるに於て更生された方がいいと考えまして……。

○委員長 翌日直ぐ放棄なさつたわけですね。

○証人 さうでございます。

○大野幸一君 この問題が、浦和の事

件が檢察廳に、こういうことが世の中の問題になつたときに、檢察廳内部でも、今あなたの考えと同じような何ですか空気に、別にこれに對して何かありませんか。

○証人（柴崎四郎君）別にその判決を認えずに考えた人はいないようです。

○大野幸一君 一般に司法官ですね。新憲法をよく考へて今までの憲法とどこが違うのだといふような研究をなされたようなことが、實際問題としてありませんか、憲法に對して……。

○証人 憲法に對して……。

○大野幸一君 お忙しいから……、憲法がどういふふうに変つたかといふことを研究されたことはありますか。

○証人 すべて研究したことはございません。

○大野幸一君 ありませんですね。

○証人 はあ。

○宮城タマヨ君 御当局では、少し精神に異状があるのではないかという御懸念はありませんか。

○証人（柴崎四郎君）考えました。

○宮城タマヨ君 お調べになりましたか。

○証人 調べはしませんでしたが、被告のやつた行動から考えました。

○宮城タマヨ君 行動からですか。

○証人 はあ。

○宮城タマヨ君 未決に入つております間にも、何も變つたことはありませんか。

○証人 變つたことはいないですが、ただちよつとこのやうなことを聞いたのですが、それは警察に入つておりました、私が調べに行つたときに、看手が独房の中でよく唄を歌うといふやうな

ことを申しますので、私もよく被告に会ひまして、そのことを聞いて見たのです。ところが何か氣持が淋しくて居たまれないといふやうなことを申し、唄を歌つていないと氣が紛れないからといふので、迂闊に唄を歌つてはいけないといふことを申しました。併し唄を歌つても氣を紛らすことはできなかった。その外別に大したことは氣が附きませんでした。

○宮城タマヨ君 それから浦和留助をお調べになりましたか。

○証人 留助は私は調べなかつたと思ひます。ただ公判廷で書面で調べただけです。

○宮城タマヨ君 公判廷で原因はどこにあるだろうといふやうなことを申ししておりますか。

○証人 公判廷で……。

○宮城タマヨ君 証人としてですね。

○証人 私は公判には立会いません、外の檢察が立会ひまして……。

○宮城タマヨ君 警察に自首して出ましたときに、どうした様子だつたでしょうか、そのことは御存じありませんか。

○証人 何もちよつと聞いておりませんですが。

○宮城タマヨ君 ちよつと話振りなんか聞きますと、ちよつと好意の持てるやうな感じがした、ちよつとインテリらしい匂いのする女性ですから、皆さんにいい感じを與えておるのではあります。特別に。

○証人 別にいい感じを蒙つたことはありませんが。

○宮城タマヨ君 何かごまかしているやうな感じがしますけれども、もつと突く所が突いていないように考えます

がね。

○証人 そんなことから、私も精神がおかしい点があるのではないかと考えましたのですが、ちよつと笑うやうな顔かたちをする場合があるのです。

○宮城タマヨ君 この事件が起る前のふだんのことなんか、少し詳しくお調べ頂いたら、その辺のことは分るじやないかと思ひます。母親は少し氣が変だと本人が言つておりますから。

○証人 その点は調べが十分でなかつたと思ひます。

○宮城タマヨ君 もう少し突つ込んで。いまこへ帰りましたら、私の所に通知がありまして、もうあつちへ歸りたくないから、何かここで仕事を探して呉れないかといふことを申込むあたりは、私はどうしても常態ではないと思ひます。

○証人 ……。

○大野幸一君 若しこれが家庭の事情が變つて、貰ひ子であつたら、檢察廳の考えも違ふだろうし、裁判所の判決も違ふだろうと思ひます。

○証人（柴崎四郎君）……。

○大野幸一君 そうするとやはり自分の子供は自分で処理してもいいといふやうな潜在意識が全部にあるのではないでしようか、その意味じやないでしようね。

○証人 その辺はちよつと私としては持てません。

○大野幸一君 貰ひ子なら。

○証人 自分の子だから。

○大野幸一君 自分の子だから、自分の生んだ子でないからといふので變つて来るのではありませんか。

○証人 愛情の問題ではないかと思ひます。余り變つた場合は、愛情のため

主として戦災によつて起つた借地借家問題を中心に規定されておるものであることは御指摘の通りであります。將來起る災害或いはその他のいづれな借地借家問題につきましても十分建設省その他とも協議いたしまして、將來立法化できますかどうか、又どういふように立法すべきものであるかどうか、さうな点につきまして十分考慮して参りたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 質疑はこれを以て終結することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたします。

次に本案に対する討論はこれを省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) さよう決定いたします。

では本案全部問題に供します。本案全部に対し御賛成の方は御起立願ひます。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の名義報告につきましては予め御了承願ひたいと思ひます。

尙多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

齋 武雄 大野 幸一
鈴木 安孝 星野 芳樹
宮城タマヨ 松村眞一郎
岡部 常

○委員長(伊藤修君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君

委員

大野 幸一君
齋 武雄君
鈴木 安孝君
松村眞一郎君
星野 芳樹君

政府委員

法務總務局
官(検務局長)
総務課長 野木 新一君

証人

浦和 充子君
浦和 地方檢察廳檢察官 柴崎 四郎君

十一月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のため)
の付託は十一月九日)

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(予備審査のための付託は十一月九日)